所得制限表

区分	所得制限額	
税法上の扶養人数	0人	6,300,000　円
	1人	6,680,000　円
	2人	7,060,000　円
	3人	7,440,000　円
	4人	7,820,000　円

※5人以上1人増すごとに38万円加算します。
※制限額以上の方は、**「特例給付」**となります。

※請求者の所得で判定をします。（同世帯の方との合算はしません）
※判定する所得額　　給与所得の場合・・・給与所得控除後の額
　　事業所得の場合・・・必要経費差引後の額

※表中の制限額は、社会保険料一律控除分8万円が加算された額です。
※複数の所得がある場合、合計の所得で算出します。